

## 《ご確認ください》条例の規定に基づき行う近隣住民等協議について

「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（以下「条例」）では、第12条第2項の規定に基づき、市の許可が必要となる区域での再生可能エネルギー発電設備設置の事業計画について、事業者に近隣住民等説明会（以下「説明会」）の開催を義務付けています。

**近隣住民等は**、条例第12条第3項の規定により、説明会を開催した事業計画について意見がある場合は、説明会開催の日から14日以内に事業者へ意見書を提出し、意見を申し出ることができます。

**事業者は**、近隣住民等から意見書の提出があった場合は、条例施行規則第8条各項の規定により、当該意見書に対する見解書を当該近隣住民等に提出してその内容を説明するとともに、協議を行い、当該近隣住民の理解を得ることが必要です。

### 1. 近隣住民等とは

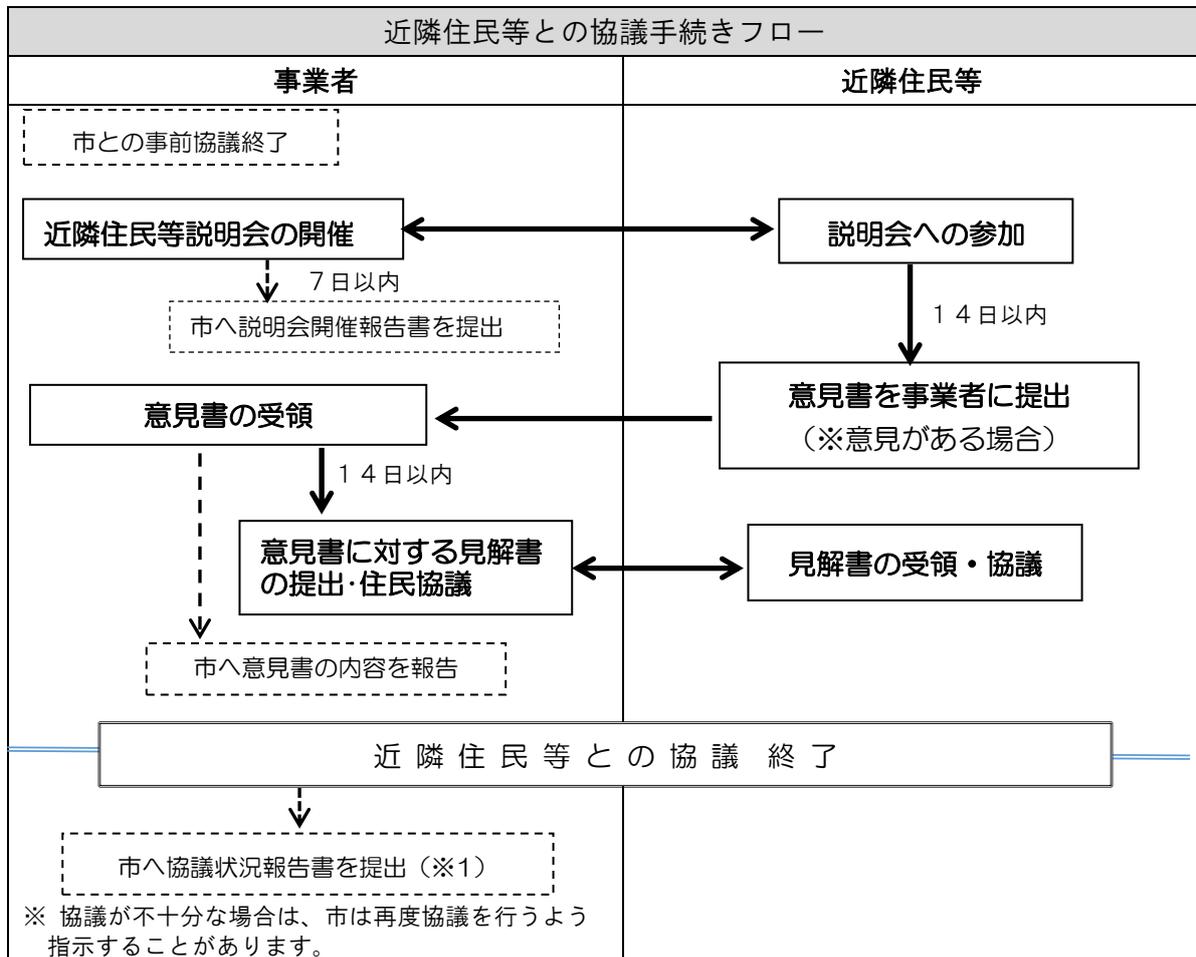
条例で定義される「近隣住民等」は、以下の①と②に該当する方々の**両方**が対象です。

① 事業区域の境界から100メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有する者

② 事業区域の境界から100メートル以内の範囲を含む自治会の区域に居住する者

**※①と②の両方を満たさない場合、再度説明会が必要となりますのでご注意ください。**

### 2. 近隣住民等協議の流れ（※『事前協議及び許可申請の手引き』より一部抜粋）



### 3. 近隣住民等説明会・近隣住民等協議の注意事項

#### 【近隣住民等の方】

##### ◆ 説明会への出席について

出席は義務（強制）ではありませんが、事業計画案に疑問や意見がある場合は、説明会の機会を活用して事業計画案の内容の理解・把握に努めましょう。

##### ◆ 説明会に出席できない場合

出席できなかった場合でも、事業計画案に疑問や意見がある場合は、事業者に計画内容の説明を求めするなど、事業計画案の内容の理解・把握に努めましょう。

##### ◆ 事業計画案に意見を申し出たいとき

事業者に意見書を提出することで、条例の規定に基づく事業者との協議を行うことができます。

##### ◆ 意見書を提出して事業者と協議を行うときは

意見書を提出して、事業者と協議を行う場合は、意見書に提出者の氏名及び連絡先を記載しましょう。また、意見書の写しを手元に控えて保管するとともに、意見書を提出した日付や提出した相手の名前などを記録しておくようにしましょう。

##### ◆ 意見書に記載する内容について

意見書を提出する場合は、事業計画案に関する意見とその明確な理由や具体的な要望を示しましょう。

##### ◆ 意見書を提出したあとは

事業者から、意見書に対する見解書の提出を受けたいうで、事業者と協議を行ってください。

##### ◆ 説明会や協議の回数について

説明会及び事業者との協議の回数に制限はありません。必要に応じて、複数回行うことができます。

##### ◆ 協議が困難な場合があります

明確な理由が示されない反対意見のみでは、協議を行うことが困難になる場合があります。事業計画案に反対の場合は、その理由を明確に事業者へ示してください。

#### 【事業者の方】

##### ◆ 説明会開催の周知について

説明会開催の案内文を作成し、周知にかかる期間を考慮したうえで、条例に定義される近隣住民等の方々へ、漏れのないよう、郵送や毎戸配布（ポスティング）等の方法により事前に必ず周知を行ってください。

##### ◆ 説明会開催の案内文に記載する事項について

案内文には、説明会の開催日時・場所及び事業計画案の概要のほかに、「説明会に出席できなかった近隣住民等から求めがあった場合は事業計画の説明及び意見書の提出に応じる旨」を明記するとともに、事業者の問合せ先及び意見書の送付先、送付期限（説明会開催日から14日以上経過した日付）等を記載してください。

##### ◆ 説明会における対応について

説明会では、近隣住民等からの質問や疑問に応じる時間を設け、質問等に対して丁寧な聞き取りや説明を心がけ、事業計画案について近隣住民等の理解が得られるよう努めてください。

##### ◆ 近隣住民等から意見書の提出があった場合

意見書の内容に対する見解書を当該近隣住民に示したうえで、協議を行ってください。

##### ◆ 近隣住民等協議について

近隣住民等の理解が得られるよう、意見や要望について協議を行い、必要に応じて事業計画案を修正するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持しなければなりません。

##### ◆ 近隣住民説明会及び協議の回数について

回数に制限はありません。必要に応じて、複数回行うことができます。

##### ◆ 近隣住民等との良好な関係の保持について

近隣住民等との協議の結果、良好な関係を保持できないと判断した場合は、住民意見を反映した事業計画内容の修正や設置後の運営・維持管理を行うなど、見直した計画により近隣住民等と再度協議を行い、近隣住民等と良好な関係を保持してください。

##### ◆ その他

近隣住民等の意見や要望に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、近隣住民等から事業計画に反対する明確な理由が示されない場合は、協議状況報告書（様式第13号）にその旨を記載し、市に提出してください。